

清泉女子大学ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、清泉女子大学ネットワーク（Seisen University Network：以下「SUNet」という。）の円滑かつ有効な活用を図るため、その利用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 SUNetは清泉女子大学（以下「本学」という。）の教育・研究・事務処理及びその支援のために利用されることとする。

(利用資格)

第3条 SUNetを利用できるのは、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 本学の教職員
- 2 本学の学生
- 3 その他、情報環境センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者。

(利用申請)

第4条 SUNetを利用しようとする者は情報環境センターに申請し、承認をえなければならない。なお、利用申請手続きに関しては別途定める。

(利用者の責務)

第5条 SUNetの利用にあたり、利用者は次の各号に関して自ら責任を負わなければならない。

- 1 利用者がSUNet上で行う通信及び情報提供の内容
- 2 利用者がSUNetを利用することにより生ぜしめた損害
- 3 利用者個人に属する資源の内容についての管理

(禁止事項)

第6条 SUNetの利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- 1 営利行為その他利得を目的とする行為
- 2 公序良俗、日本国の法令及び本学学則に反する行為
- 3 他者のプライバシーを侵害する行為
- 4 他者の著作権もしくは知的財産権を侵害する行為
- 5 SUNet及びこれに接続する他のネットワークの正常な維持及び運用を妨げる行為
- 6 その他、SUNetの目的に照らし不適當な行為

(SUNetの停止)

第7条 SUNetの保守、障害発生時及びセンター長が特に認めた場合は、SUNetの部分的あるいは全面的な停止を行うことができる。

(利用の停止)

第8条 センター長は、第6条に定める禁止事項が発生もしくは発生する恐れがある場合、当該利用者のSUNetの利用を停止することができる。

(免責事項)

第9条 SUNetの利用及びその結果については、利用者自らが責任を負うものとし、本学はSUNetによるサービスの提供の遅延もしくは中断又は提供された情報に関連して生じた損害に対し、責任を負わな

いものとする。

(雑則)

第10条 本規程に定めるものの他、SUNetの利用等に必要な事項は別途定めることとする。